

広島県水道広域連合企業団告示第8号

地方公務員法第58条の2及び広島県水道広域連合企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第2条の規定により、広島県水道広域連合企業団職員の給与、勤務条件などの人事行政の運営等の状況について公表する。

令和7年11月28日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯崎 英彦

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数の状況（令和6年4月1日現在）

区分	令和6年
職員数	325人 [370人]

注1) 職員数は、一般職に属する職員の数。

2) []内は、条例定数。

3) 会計年度任用職員は含まない。

(2) 構成団体ごとの職員数（令和6年4月1日現在）

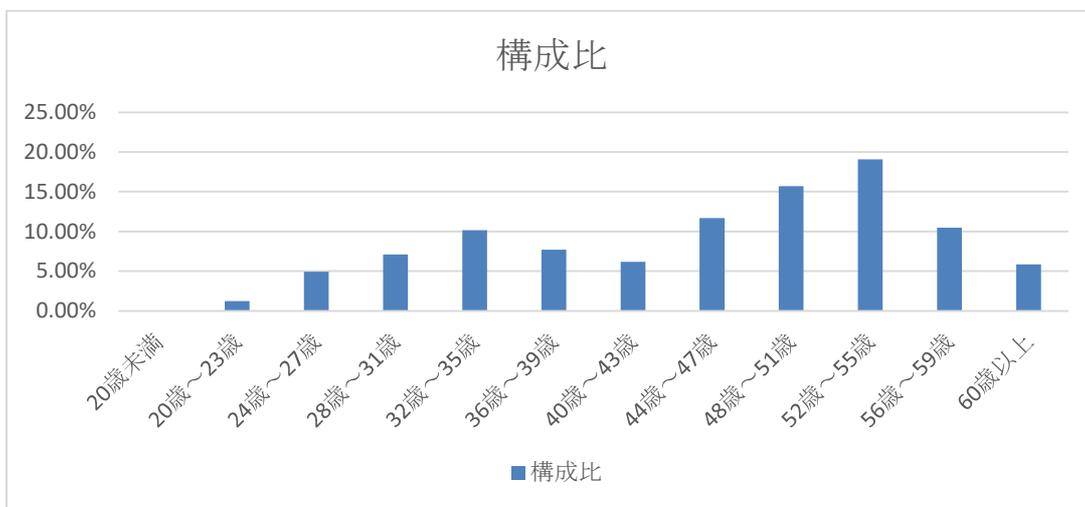
構成団体	職員数	構成比
竹原市	10人	3.08%
三原市	37人	11.38%
府中市	14人	4.31%
三次市	10人	3.08%
庄原市	12人	3.69%
東広島市	44人	13.54%
廿日市市	26人	8.00%
安芸高田市	9人	2.77%
江田島市	13人	4.00%
熊野町	8人	2.46%
北広島町	6人	1.85%
大崎上島町	3人	0.92%
世羅町	9人	2.77%
神石高原町	5人	1.54%
広島県	118人	36.31%
水道企業団採用	1人	0.31%
合計	325人	100.00%

注) 構成比の数値は、小数点以下第3位を四捨五入しているため、個々の集計、値の合計は必ずしも100%とならない場合がある。

(3) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	
職員数	0人	4人	16人	23人	33人	25人	20人	38人	51人	62人	34人	19人	325人
構成比	0.00%	1.23%	4.92%	7.08%	10.15%	7.69%	6.15%	11.69%	15.69%	19.08%	10.46%	5.85%	100%

注) 構成比の数値は、小数点以下第3位を四捨五入しているため、個々の集計、値の合計は必ずしも100%とならない場合がある。



(4) 級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7級	事務局長	1人	0.31%
6級	経営部長 技術部長	2人	0.62%
5級	本部課長 事務所長	22人	6.77%
4級	センター長 地方機関の次長 地方機関の課長、事業所長又は担当課長 参事又は課長代理	33人	10.15%
3級	主査又は係長	157人	48.31%
2級	主任	83人	24.31%
1級	主事又は技師	27人	9.54%
計		325人	100.00%

- 注1) 広島県水道広域連合企業団職員の給与に関する規程に基づく職務の級による職員数。
 2) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名。
 3) 構成比の数値は、小数点以下第3位を四捨五入しているため、個々の集計、値の合計は必ずしも100%とならない場合がある。

2 職員の人事評価の状況

地方公務員法では、職員の執務について定期的に人事評価を行い、人事評価を任用や給与など人事管理の基礎として活用するものとされている。

令和6年度は、広島県水道広域連合企業団（以下、「水道企業団」という。）では次の内容で実施した。

評価期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

評価対象者 水道企業団に在職する一般職員（再任用等職員を含む。事務局長は除く。）

評価項目 [目標申告・成果評価] あらかじめ設定した業務目標の達成度を評価
[能力評価] 業務目標に取り組む職務遂行過程で発揮される能力の程度を評価

3 職員の給与の状況

(1) 職員の給与費の状況

総費用 A	純損益	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A
28,500,939千円	2,667,530千円	2,536,416千円	8.90%

注1) 金額は決算見込み額（税抜）ベース。

2) 総費用は、収益的支出のうち、損益計算書の営業費用と営業外費用との合計額。

3) 職員給与費は、収益的支出のうち、法定福利費（共済組合負担金等）を含めた額で、退職給付費、賞与引当金繰入額を含まない。

(2) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況

平均年齢	基本給	平均月収額
46.4 歳	370,778円	519,350円

注1) 一般職員を対象とし、平均年齢は令和6年4月1日現在、金額は決算見込み額（税抜）ベース。

2) 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額で、年度内の長期休職者・育児休業者等を除く。

3) 平均月収額は、期末手当・勤勉手当等を含み、年度途中の長期休職者・育児休業者等を除く。

(3) 職員の手当の状況

手当名	支給実績（令和6年度決算見込み）
扶養手当	43,677千円
地域手当	50,095千円

住居手当	23,335千円
期末手当及び勤勉手当	405,008千円
管理職手当	27,650千円
管理職特別勤務手当	1,117千円
特殊勤務手当	18千円
通勤手当	38,487千円
時間外勤務手当	81,038千円

(4) 特別職の報酬等の状況

区分		給料額等
給料	企業長	年額 60,000円
	副企業長	月額 670,000円
報酬	議長	年額 60,000円
	副議長	年額 54,000円
	議員	年額 42,000円
	監査委員	年額 1,200,000円
期末手当	副企業長	(令和6年度支給割合) 3.45月分

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間

区分	勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
月曜日から 金曜日まで	1日につき7時間45分 1週間につき38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	午後0時から 午後1時まで

(2) 時間外勤務及び休日勤務の状況

職員1人当たりの月平均 時間外勤務時間数
7.9時間

注) 短時間再任用職員等は含まない。

(3) 年次有給休暇の取得状況

職員1人当たりの 平均取得日数	取得率
13.1日	65.5%

注) 取得率=平均取得日数÷20日

5 職員の休業に関する状況

育児休業	部分休業	自己啓発等休業	配偶者同行休業	高齢者部分休業
6人	4人	0人	0人	0人

6 職員の分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分の状況

降任	免職	休職	降給
0人	0人	4人	0人

注) 分限処分は、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合に、職員の意に反して行われる処分で、公務能率の維持を目的としてなされる。

(2) 懲戒処分の状況

戒告	減給	停職	免職
0人	0人	0人	0人

注) 懲戒処分は、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うための処分で、公務における規律と秩序を維持することを目的としてなされる。

7 職員のサービスの状況

水道企業団の職員には、サービスに関する様々な規程が適用され、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、職務に専念する義務、営利企業等の従事制限などが課されている。ただし、職務の公正を害する恐れがないなど一定の基準を満たす場合に、例外的に企業長の許可を得て、限定的に営利企業等に従事することができ、令和6年度の許可の状況は以下のとおり。

営利企業等の従事許可件数
63件

8 職員の退職管理の状況

退職後に営利企業等に再就職した者は、離職前5年間に在職した執行機関の組織の職員に対し、離職前5年間の職務に属する契約や処分（再就職先及びその子法人に対するものに限る。）に関して、離職後2年間働きかけが禁止されている。

離職前5年より前に課長級以上の職に就いていた者は、その職の職務に属する契約や処分に関しても離職後2年間、また、在職中に再就職先及びその子法人に対して自ら決定した契約・処分に関しては期間の定めなく働きかけが禁止されている（地方公務員法第38条の2第1項、第4項、第5項、第8項）。

なお、令和6年度において、退職管理の対象となる職員であった者で離職した者はいない。

9 職員の研修の状況

水道企業団では、職員の資質の向上、専門的知識の習得及び資格の取得支援を目的として、水道企業団が実施する新規職員研修（座学・現地）や外部機関が実施する技術研修等に参加している。

このほか、水道企業団の一般職員は、地方自治法第 292 条において準用する同法第 252 条の 17 第 1 項の規定により、水道企業団の構成団体である広島県内の地方公共団体から派遣されており、それぞれの派遣元団体の規程に基づいて実施される研修も受講している。

実施主体	実施日	研修内容
水道企業団	R6. 5. 27～28	新規職員研修： ・座学研修（水道企業団の概要、予算、公営企業会計の基礎知識、危機対策について） ・現地研修（取水場、浄水場見学）
	R6. 8. 7	初任者技術研修会（漏水修理実践など）
	R6. 11. 18～20	危機管理研修（危機管理方針、水道施設事故事例など）
外部機関	R6. 4～R7. 3	水道技術・事務研修（水質、機械、電気、管路、簿記、経営管理など）
構成団体	R6. 4～R7. 3	階層別研修（初任者、中堅、監督者、管理者研修）等

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

（1）福利厚生制度

実施主体	実施事業	内容
水道企業団	各種相談窓口	産業医への相談、ハラスメント相談窓口 等
	各種研修会	女性の健康課題セミナー、管理職員メンタルヘルス研修会等
	健康診断	一般定期健康診断、特別定期健康診断、水道法上の腸内細菌検査 等
	安全衛生管理	総括安全衛生委員会、職場巡視 等
	ストレスチェック	労働安全衛生法に基づくストレスチェック
	災害等支援	災害支援活動に従事した職員への健康管理（ストレスチェック）
広島県市町村職員共済組合	短期給付事業	組合員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡・休業又は災害に対して、必要な給付を行う。
	長期給付事業	被保険者（組合員）の老齢・退職・障害又は死亡に対して、年金又は一時金の給付を行う（厚生年金、年金払い退職給付）。

	福祉事業	組合員とその家族の健康教育、健康相談、健康診査などの健康の保持増進事業、保健施設の運営などを行う。
広島県市町村 職員共済互助会	福利厚生事業	短期人間ドック助成、生活習慣病予防健診、健康増進事業助成、育児図書等の配布 等
	積立年金事業	公的年金を補完する個人拠出による積立年金
地方公務員 災害補償基金 広島県支部	補償	公務上又は通勤上の災害（負傷・疾病・障害又は死亡）に対する補償。
	福祉事業	補償に加えて付加的給付を行う制度

(2) 公務災害補償制度

地方公務員法及び地方公務員災害補償法に基づき、職員の公務上の災害又は通勤による災害によって生じた負傷・疾病等に対し、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われる。

令和6年度の公務災害及び通勤災害の認定状況は、以下のとおり。

区 分	認定件数		
	負傷	疾病	計
公務災害	3 件	0 件	3 件
通勤災害	1 件	0 件	1 件
計	4 件	0 件	4 件